

【平成13年度の森林組合事業費実績】

(単位：千円)

区 分	総 額	うち委託作業費	委託費以外費用	左記費用の内訳	森林組合委託費
新植事業	54,180	37,733	16,447	苗木代	37,733
保育事業	518,693	518,472	221	苗木代	518,472
収穫事業	60,877	42,486	18,391	職員給与他	42,114
付帯事業	74,948	63,970	10,978	保険、職員給与他	63,970
合 計	708,698	662,661	46,037		662,289

【過去5年間の森林組合との取引推移】

(単位：千円)

区 分	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	計
委託費計	974,262	943,577	827,879	739,002	662,661	4,147,381
森林組合	892,061	867,577	825,661	736,509	662,289	3,984,097
取引割合	91.6%	91.9%	99.7	99.7%	99.9%	96.1%

b. 森林組合について

秋田県内には、15森林組合（直近の合併前は17組合）があり、林業担い手の中核として位置づけられている。

その主な事業は、1.立木、木材の販売 2.木材の生産 3.苗木の購買 4.肥料の購買 5.養苗 6.造林 7.作業の請負等である。

c. 林業公社と森林組合との取引

林業公社と森林組合との契約は、主として作業の請負であり、作業の具体的内容は以下のとおりである。

新植事業	地椿(じごしらえ)、植栽
保育事業	下刈り、雪起し、つる切り、除伐、枝打ち、間伐
収穫事業	間伐
付帯事業	作業路、簡易作業路、補修

d. 森林組合との契約が大部分を占める理由は、以下のとおりとされる。

① 事業資金の有利な調達

農林漁業金融公庫に、県及び林業公社（施業委託者）と森林組合（施業受託者）で作成する「森林整備合理化計画」を提出することにより、融資額の2分の1が無利息となる融資制度を活用できる。

② 一定規模以上の作業を受託できるような、作業員を雇用している事業体が少ないため、森林組合が受け皿になっている。

(viii) 受託事業

a. 受託事業の概要

林業公社は、分収造林事業のほかに受託事業を行っている。受託先は、秋田県、県内市町村及び全国森林整備協会である。

b. 受託事業の会計処理

受託事業についての収支計算は、受託事業収入と受託事業支出がいずれも一致しており収支ゼロである。受託事業支出は、事業費と間接費に分けられており、事業費は主として委託費としての人夫賃である。間接費は、職員人件費、消耗品費等である。

(ix) 職員互助会会計

財団法人とは別に、規程に基づく常勤役員及び職員の相互共済及び福利増進を目的とする「秋田県林業公社互助会」という組織があり、主として職員への生活資金等貸付、住宅購入資金貸付、慶弔金の支給、健康診断受診料補助等を行っている。

収入の主なものは、職員からの会費、公社から共済費としての交付金、貸付金の返還と利息及び保険取扱手数料等である。林業公社からの交付金は、職員等の給料月額額の1,000分の12（うち本人負担分は、1,000分の6）で、平成13年度は、1,356千円となっている。

支出の主なものは、人間ドッグ助成金、職員慶弔費、生命共済（全労済等）、各行事参加費、貸付金及び厚生施設利用補助である。交付金から支出されたと記載されている金額は、1,315千円となっている。

毎年度に収支決算報告を行っているが、財産目録等は作成していない。

提供を受けた資料によると平成14年3月31日現在の財産の状況は以下のとおりである。

【互助会の財産の状況】

(単位：円)

区 分	金 額	摘 要
普通預金	3,999,268	秋田銀行県庁支店 普通預金
貸付金	16,311,629	住宅購入資金、生活資金等貸付金
計	20,310,897	

ウ. 平成 12 年 3 月の第 6 次長期経営計画

( i )前提条件等

第 6 次長期経営計画は、県の「第 3 セクター経営指導報告書」等に基づき、木材の市場価格に連動して、分収林事業の長期収支見込みをローリングシステムで行えるように作成されたものである。

この長期経営計画の前提となる主な条件は、以下のとおりである。

- ①造林実績（平成 11 年度末） 造林面積 24,287ha  
育成天然林（広葉樹林） 88ha
- ②分収造林契約 収益分収方式（分収林特別措置法）
- ③分収造林契約期間 原則として 80 年
- ④収益の分収割合 公社 70%：土地所有者 30%  
（平成 11 年度以前契約分は 60%：40%）
- ⑤契約対象地 ・ 公益的機能発揮の観点から緊急に森林整備が必要な人工林伐採跡地  
・ 面積が概ね 3ha 以上で地理的条件が良好な森林  
・ 既設公社林と一体的に管理運営ができる森林
- ⑥資金計画 造林補助金、農林漁業金融公庫及び秋田県からの借入金
- ⑦労務計画 森林組合労務班を主体に事業を行う

また、運営の方針については、事業コストの節減、作業工程の改善による素材生産の効率化、事務事業の O A 化の推進、間伐材等の収入確保、市町村からの受注拡大、借入金利息の低減等改善事項等があげられている。

木材価格については、過去 5 年間（平成 6 年から平成 10 年）の平均価格を前提としている。スギの原木市場価格（ただし、50 年生で L=3.65m.30 cm 以上の径）は、「木材情報あきた」（県秋田スギ振興課）より抜粋すると、以下のとおりである。

昭和 53 年	27,400 円	平成 6 年	36,400 円
55	45,000	7	35,100
60	32,700	8	35,200
63	34,200	9	33,100
平成 1 年	37,300	10	29,000
2	38,900	11	29,000
4	34,200	12	28,300
5	35,400	13	20,000

県の「林業開発基金」からの借入金については、条例の規定どおり償還することとしている。収支予測において不足となる資金については、県からの借入れを予定しているが、それについても利息を支払うこととしている。利率は条例改正により、平成10年度までが3.5%で、平成11年度からは1.0%となり、収支差額が改善される大きな要因になっている。

職員については、現在のプロパー職員22人を前提に、平成15年度までの退職者2人と見込んでいる。平成39年まで20人体制（ただし、その期間の退職者の補充は嘱託者としている。）とし、その後は、5年ごとに5人ずつ減らし、平成52年から5人体制（常勤役員は予定していない）、平成66年から2人体制、平成78年から1人体制と想定している。

(ii) 長期経営計画の概要

林業公社から説明を受けた計画の概要は、抜粋して要約すると以下のとおりであり、計画は昭和41年度から最終伐採期までの総計で行われている。

【長期経営計画抜粋】

(単位：百万円)

区 分	第5次計画	第6次計画	比較増減
目標造林面積 (ha)	24,400	24,537	137
造林期間	S41~H12(35年間)	S41~H16(39年間)	
事業期間	S41~H91(114年間)	S41~H95(118年間)	
伐採収入	224,606	166,285	△58,321
補助金	17,419	18,825	1,406
公庫借入金	24,336	17,267	△7,069
県借入金	53,770	51,276	△2,494
その他収入	6,001	3,923	△2,078
収入合計	326,132	257,576	△68,556
直接事業費	42,776	42,157	△619
間接費	16,633	12,497	△4,136
公庫返済元金	24,336	17,267	△7,069
公庫支払利息	28,817	22,062	△6,755
県返済元金	53,770	51,276	△2,494
県支払利息	59,129	32,539	△26,590
分収金(支払)	87,448	64,270	△23,178
その他支出	4,968	2,622	△2,346
支出合計	317,877	244,690	△73,187
収支差額	8,255	12,886	4,631

## 2. 秋田県の公社への貸付金等の概要

### (1) 林業公社への貸付金

県の「財産に関する調書」等によると、秋田県林業開発基金条例（昭和41年3月31日県条例第15号）の設置の趣旨は、県内における林業の開発を積極的に推進するため、開発事業を行う林業公社に貸付けする資金とされる。

その残高の推移は、16ページの要約貸借対照表のとおりであるが、過去24年間の増加（減少）額を記載すると以下のとおりである。

【貸付金の増加額】（資料は林業公社より入手）

（単位：千円）

年度	貸付額	年度	貸付額	年度	貸付額	年度	貸付額
昭53	267,468	昭59	*572,906	平2	753,634	平8	877,848
54	317,743	60	*591,697	3	802,476	9	907,949
55	*383,135	61	*531,097	4	842,957	10	985,674
56	*421,792	62	620,567	5	889,523	11	948,787
57	*499,756	63	709,292	6	861,858	12	877,275
58	*552,634	平1	721,372	7	880,519	13	818,411
(貸付金の減少額)				6	* △3,017		

上記のうち、\*印分は「林業開発基金」からの貸付金としては計上されていない貸付金35億5千万円である。

\*印の合計は、昭和55年度から昭和61年度までが3,553,017千円であるが、平成6年度に一部償還(△3,017千円)したことにより、差引3,550,000千円となる。

これは、本来であれば「林業開発基金」として、処理される予定のものであったが、県財政の都合等で短期貸付金として、一般会計の歳出（農林水産事業費の中の「林業公社事業費」）として処理され、林業公社からの年度末の償還により歳入（諸収入の中の「林業公社造林資金貸付金元利収入」）に計上されているものである。

林業公社は、この償還資金のため、21ページに記載のように毎年度末に金融機関から一時借入金をしている。

県財政課の中期見通し用の資料によると、平成14年度から平成18年度まで同じ方法で処理をする予定になっている。

(2) (財)林業労働対策基金への貸付金並びに当該法人の概要

ア.「担い手育成基金」

(i) 担い手育成基金の制定及び(財)林業労働対策基金への貸付けの経緯

a. 県の直接助成事業のための基金条例

県は、平成5年3月30日に「山村地域の振興及び森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、森林整備の担い手である林業労働に従事する者の育成、確保及び福祉の向上に関する事業に充てる資金」として、「秋田県森林担い手育成基金条例」(当該条例は、51 ページ報告資料1を参照。以下、「担い手基金条例」という。)を制定し、2回の改正の後、平成9年7月4日の改正により基金の額を40億円とした。

この基金は、35才以下の若年林業労働者を対象に県直営事業として林業技能者養成研修助成、就労条件等改善助成(定着奨励金、労災補償等への補助、退職給与への補助)並びに林業労働力確保支援センターが実施する単独事業(センター運営費)への補助を行うため、運用収入を一般会計歳入に計上した上で、実施されていた。

b. 助成事業の移管と資金貸付のための条例改正

(財)林業労働対策基金は平成4年7月28日設立され、36才以上の林業労働者を対象に独自に助成事業(就労条件改善助成事業)等を行っていたが、県は、平成10年度に事業の効率化を考慮し、県が行っていた助成事業を(財)林業労働対策基金に移管することとした。

このため、平成10年3月27日に、担い手基金条例の第1条を「山村地域の振興及び森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、森林整備の担い手である林業労働に従事する者の育成、確保及び福祉の向上に関する事業を行い、及び林業労働力の確保の促進に関する法律第11条第1項の規定による林業労働力確保支援センターの指定を受けた法人に県が貸し付ける資金として、秋田県森林担い手育成基金を設置する。」(ただし、原文から( )の部分を除き、太字と下線は外部監査人が付した。)と改正し、基金40億円を期間15年以内の無利子で貸付ける旨を規定し、第4条第1項で「資金の貸付けを受けた法人が、資金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき、又は貸付条件に従わなかったときは、貸金の全部又は一部の償還をさせることができる。」と規定している。

c. 資金貸付の規定及び資金用途の制限

担い手基金条例においては貸付けの目的が抽象的にしか明示されて

おらず、別に定めた「森林整備担い手育成基金貸付事業実施要項」(52ページ報告資料2参照。以下「担い手貸付要綱」という。)に次のとおり規定されている。

第2条 基金の運用によって生じた果実は、次の用途にのみ使用することとする。ただし、秋田県知事の承認を受けた場合にはこの限りではない。

- (1) 林業従事者の育成及び確保に関する事業
- (2) 林業従事者の就労条件の改善に関する事業
- (3) 森林管理者の重要性の普及並びに啓発に関する事業
- (4) 林業労働力の確保の促進に関する法律第12条各号に掲げる事業

なお、当該金銭消費貸借契約証書には、使途として「財団法人秋田県林業労働対策基金寄付行為第4条第1号から第4号に定める次の事業を実施するための基金の造成に要する資金」の記載の部分があり、その特約条項では、第2条第2項において、「乙は、本借入金の使途を収支予算及び決算書類に注記しておくものとする。」としている。

さらに、平成10年3月30日付け、秋田県林務部長の通知(林一3419)(以下、「林務部長通知」という。)では、留意事項として次のとおり記載されている。

別紙 留意事項(原文から抜粋して転記)

#### 1. 使途

- (1) 財団は、要綱第2条に掲げる使途の範囲内において、これまで秋田県が実施してきた森林整備担い手育成事業を引き継ぐものとするが、その実施方法については県と協議のうえ速やかに財団が定めるものとする。
- (2) 財団は、今後、事業内容の見直し又は運用の改善等により、要綱第2条に掲げる使途の範囲内において、事前に県との協議を経た後、新たな事業を行うことができる。
- (3)(4) 略

#### 2. 貸付金の管理

- (1) 本貸付金は、財団の重要な資産であるので、財団は、基本財産とは別に新たな基金として位置づけ、基本財産に準じた管理を行うものとする。
- (2) 本貸付金の運用による果実は、事業費に充当することとし、管理費に充当してはならない。財団は、管理費を基本財産の運用による果実で充当することとし、常に管理費の節約に努めるものとする。

なお、事業費の財源については、最初に基本財産の運用による果実で充当し、次に本貸付金の運用による果実で充当するものとする。

- (3) 財団は、毎年の収支予算及び決算において、本貸付金の運用による果実の充当額を事業費及び前期並びに次期繰越収支差額の内数として、欄外に注記するもの

とする。

d. 「担い手育成基金」の資金受入れのための寄付行為改正

(財)林業労働対策基金では、資金受入れのため寄付行為第 6 条の一部を次のとおり改正している。(原文から改正された部分を抜粋)

第 6 条 資産は、基本財産、林業労働力確保基金及び運用財産とする。

3 林業労働力確保基金は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 林業労働力確保基金として、その用途又は管理方法を指定して借り入れた財産

(2) 理事会で林業労働力に繰り入れることを議決した財産

4 運用財産は、基本財産及び林業労働力確保基金以外の財産とする。

(ii) 林業労働力の確保の促進に関する法律

a. 林業労働力の確保の促進に関する法律に規定する貸付金

担い手基金条例に規定されている「林業労働力の確保の促進に関する法律」(53 ページの報告資料 3 参照。以下、「労確法」という。)によると、第 11 条に規定する「林業労働力確保支援センター」(以下、「支援センター」という。)が行う資金貸付業務について、第 25 条に都道府県が行う無利子資金の長期貸付の規定がある。

この規定は支援センターが第 12 条二号(新たな林業就業者の研修等の準備資金)及び三号(認定事業主の二号の資金支給)の貸付業務に限定されている。(財)林業労働対策基金はその業務を行っていないので、条例の「担い手育成基金」からの貸付金と労確法第 25 条による支援センターに対する法的な制度としての貸付金とは関連がない。

b. 支援センターの趣旨

労確法第 11 条によると、県知事は、「事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化並びに新たに林業に就業しようとする者の就業を支援することにより林業労働力の確保を図ることを目的として設立された」民法第 34 条の法人であって、第 12 条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、県ごとに 1 個に限り支援センターとして指定することができることになっている。

この趣旨は、「労働省職業安定局地域雇用対策課編」の解説によると、これらの業務は、「雇用管理の改善に関する業務」(労働省からの委託事業)、「林業への就労の普及啓発に関する業務」(林業労働力育成センター)、「林業機械の貸付け、事業情報の収集・提供等事業主の事業の



合理化に関する業務」(流域林業サービスセンター)、「林業技術の習得に関する研修」(都道府県)により、関係機関が別々に行ってきたが、支援事業については、林業労働者の募集の段階から、就業段階を経て、就業後林業労働者として活動する段階までを一体的、かつ、総合的に実施することがより適切であり、支援事業の実施機関の一元化を図ったものである。

また、これは、行政サイドが一方的に取り組むのではなく、地域の林業関係者の主体的参加を得ることが望ましく、地域の林業関係者の総力を結集しうる公益法人(解説では例として森林整備法人をあげている。)を支援センターに指定し、支援体制の主体と位置づけることになっている。

なお、第12条で「センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。」と規定されているが、すべての業務を行う権限を有する必要はあるものの、どのような方法でどの程度行うか等については、支援センターの判断に委ねられるとされる。

#### C. (財)林業労働対策基金における支援センター

(財)林業労働対策基金は、平成8年に支援センターに指定され、寄付行為を改正し第4条に「林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第12条各号に掲げる事業」を追加したが、現在、行っている事業は、第12条のうち、五号(四号の林業機械の利用及び雇用管理者の研修)、六号(林業労働力の確保の促進に関する情報の提供、相談等の援助)、七号(林業労働力の確保の促進に関する調査研究及び啓発活動)、及び八号(その他)とみられる。

したがって、一号(認定事業主の委託による林業労働者の募集)、二号、三号、及び四号(認定事業主の事業合理化のための林業機械の貸付)の事業は行っていない。

支援センターとして実際に行われている主な事業は、林業就業促進対策事業(林野庁補助事業)及び林業雇用改善推進事業(厚生労働省委託事業)である。これ以外には、支援センターとして多額の資金を必要とする事業は行われていない。

#### (iii) 「担い手育成基金」の資金の運用

(財)林業労働対策基金は、県から無利子で借入れた資金40億円を秋田県の県債として運用することとし、平成10年4月2日に、利率年

2.05%、償還期限平成13年3月20日の条件で契約した。

県は、平成7年9月に県が出捐等をする行政補完的公益事業を行う財団法人（その後改正により社団法人にも準用）に対して、低金利の影響による基本財産、基金等の運用益の減少に対処するために、その財団法人が県債を引き受ける方法により、支援を行うための「県が出捐等をする財団法人による県債の引受け要綱」（以下、「県債要綱」という。）を制定している。

県債要綱を要約すると、起債条件は、

- ① 証書借入で3年満期の元金一括償還、利払いは四半期ごと
- ② 引受額は、最低金額1億円で、千万円単位
- ③ 利率は、借入月の市場公募地方債の応募者利回り（小数点以下第3位を四捨五入）に0.01%を加算した率
- ④ 起債の満期までは、繰上償還はしない

であり、満期時において県債要綱による支援を継続しない場合には、通常の10年債に借り換えることになっている。

また、県債要綱による支援を受ける財団等には、寄付行為の変更を求め、基本財産等の運用方法について、寄付行為の規定を「……現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、地方公共団体に貸付けし、信託会社に信託し、又は、国債、公債その他確実な有価証券に代えて、保管しなければならない。」（太字と下線は外部監査人が付けたもので変更部分。）とするように指導している。さらに、引受けを希望する財団等は、知事に申出し、承認を得ることになっている。

なお、県債要綱は、平成14年4月1日に一部改正され、起債条件が変更されているが、経過措置で改正前の発行分の借り換えについては、償還期間3年、元金について年6%分を9月、3月の分割償還とされているほか、運用の実情に則して、利息年2回後払い、利率の計算基礎とする市場公募地方債を10年債とすることが明示されている。

(iv) 県における県債発行の充当事業

上記県債40億円の県における充当事業は、平成9年度許可分として次の事業に充てられている。

一般単独事業	大館能代空港	900百万円
一般単独事業	県立大学	3,083百万円
一般単独事業	県東庁舎	17百万円

## イ．(財)林業労働対策基金

### (i) 設立の目的等

#### a. 設立の目的・事業と「担い手育成基金」の資金用途制限

(財)林業労働対策基金は、県森連、林業関係団体の要望により、平成3年頃から県と市町村等との協議が行われ、説明会、会議等を経て、平成4年7月28日に民法第34条の規定に基づき認可されている。

林業労働対策基金造成事業の目的は、設立趣意書と説明資料を整理すると、山村の過疎化の進行に伴い林業労働従事者の減少と高齢化の進展が著しく、森林の適正な管理に影響を与えるばかりでなく、将来、人工林が順次伐採時期を迎える時に木材流通の主要となる国産材の時代の実現にも支障をきたすことが懸念されるので、林業労働に従事する者の就労環境、就労条件を改善し、林業従事者の安定的確保を図るとともに、高性能林業機械を駆使できる若年林業技術者の育成及び確保を促進し、森林所有者等に対し森林林業活性化の普及啓発をすることによって、林業の安定的発展を図るものといえる。

これについて、寄付行為の目的及び事業は、次のとおりとなっていて、目的は設立時と同じである。(寄付行為の抜粋は報告資料4参照。)

第3条 この法人は、秋田県内において林業労働に従事する者の就労条件を改善し、林業従事者の安定的確保を図るとともに、若年林業従事者の育成及び確保を促進させることにより、林業の安定的発展に資することを目的とする。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 林業従事者の育成及び確保に関する事業
- (2) 林業従事者の就労条件の改善に関する事業
- (3) 森林管理者の重要性の普及並びに啓発に関する事業
- (4) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第12条各号に掲げる事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

上記のうち、(1)(2)(3)(4)は、28～29ページのア(i)cの県「担い手貸付要綱」と同じであり、設立当初の寄付行為は(1)(2)(3)と現在の(5)になっている「その他」が掲げられていたものである。

このため、「担い手貸付要綱」では(5)は記載されていないので、(財)林業労働対策基金の行っている(5)の事業は「担い手育成基金」の対象ではないことになる。

#### b. 財団法人としての基金（基本財産）の造成と出えん(捐)の意味等

基金の造成は、当初7億円を目標として、県がその60%の4億2千

万円を出えん(捐)することにしたが、当初計画に比し対象人員が増加していることから、平成5年2月に県の出えん(捐)額が2億円増額されることになった。したがって、(財)林業労働対策基金の基本金は本来9億円となるが、民間業界の出えん(捐)が遅れているため、平成14年3月31日現在8億9,621万9,800円となっている。

県以外の団体等の出えん(捐)状況は、以下のとおりであり、その出えん(捐)割合は30.8%となる。

【県以外の出捐状況】

区 分	出捐者数	出 捐 金 額	出捐割合
市町村	53 団体	175,001 千円	19.5%
森林組合	16 法人	35,784 千円	4.0%
その他	71 法人・個人	65,434 千円	7.3%

当初計画における基金7億円は、県60%、市町村25%、林業関係者15%(1億5百万円)の比率で拠出する構想であったが、それは当時の業界の実態分析等により精緻な試算に基づいているといえる。また、基本的な要件等については、「林業労働対策基金」についての覚書により、平成4年9月2日付で秋田県森林組合連合会、秋田県素材生産事業協同組合、秋田県造林協会、及び秋田県林業公社の役員等で確認されている。

当時の覚書や資料等を閲覧したところ、運用益の2/3を退職金共済掛金助成、1/3を労災保険の助成事業に充てることを基本として、民間の出捐の形態はその試算に基づき、①退職共済だけの助成を受ける場合は最低26万2千円、②退職共済と労災保険の両方の助成を受ける場合は最低57万4千円のいずれかを選択できるようになっている。なお、民間の出捐の形態は現在も同じ基準で行われている。

財団法人の主たる事業であるこの助成事業は、出えん(捐)事業体の必要とする助成の選択とそれに見合う拠出を前提として、自主的な運営によって行われる拠出資金(基本財産)の運用収入の出えん(捐)事業体に対する助成(配分)の性格が強いものといえる。

(ii) 組織等の概要

設立当初は、県森林組合連合会の職員が1名兼務していただけであったが、補助金事業や委託事業もあるため、事務局長、事務局課長、事務局員、相談員(嘱託)の4名の体制となり、平成14年度に1名が

増員されている。

役員等は、全員が非常勤であるが組織としては理事会 9 名（うち県関係者 2 名）、監事 3 名、評議員会 8～10 名、林業労働力確保支援センター運営協議会 7 名により、理事長、副理事長を中心に運営されている。

### (iii) 事業の概要

平成 13 年度の事業は、大別すると、設立当初からの①林業労働力確保対策事業と②支援センターとしての事業とに分けられる。

平成 13 年度の業務報告書、「しおり」及びホームページによると、①については、基金設立の趣旨に賛同し出捐した県内で事業を行っている林業事業体を対象にする助成事業で、その財源は、財団の基金と担い手育成基金からの借入金の運用となっている。②については、主に林野庁からの補助金収入による林業就業促進総合対策事業と厚生労働省からの委託による林業雇用改善促進事業となっている。

#### ①林業労働力確保対策事業（助成事業）の内容

林業技能者養成研修・・・35 歳未満の安定雇用技能者の研修費等助成  
就労条件改善・・・・・・・・・・定着奨励助成、退職金共済掛金助成、労災保険掛金助成  
労働環境改善・・・・・・・・・・高性能林業機械の賃借料または購入費用の助成  
森林管理重要性普及啓発・・情報通信体制（機器等）の整備の助成  
森林管理の重要性の普及啓発費用を助成

#### ②支援センターとしての事業の内容

林業就業促進総合対策・・・林業労働力確保支援センター事業  
担い手確保対策事業基幹林業就労者等養成事業  
（ニューグリーンマスター育成学校、林業機械ハンズオンアップ研修）  
流域林業事業体支援事業  
相談活動強化対策事業  
林業雇用改善促進・・・・・・・・相談指導事業、研修等事業

### (iv) 収支状況及び財政状態

#### a. 過去 5 年間の推移

(a) 貸借対照表を要約した残高の推移は、次のとおりである。